

指定介護老人福祉施設 ひまわり苑 運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人清樹会が設置運営する指定介護老人福祉施設「ひまわり苑」(以下、「施設」という。)が行う指定介護老人福祉施設の事業(以下、「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事業の目的を定め、生活相談員、又は介護職員、看護職員等の者が、要介護状態にある利用者等に対する適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置き、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができる様、精神的及び入浴・排泄・食事等の身体に係る介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

(運営の方針)

第3条

当介護老人福祉施設において提供するサービスは、介護保険法並びにそれに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者及び家族のニーズを的確に捉え個別に施設サービス計画を作成し、適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすい説明を行う。
- 4 提供したサービスの質の管理・評価を行い、常に利用者のニーズ及び状況に応じた適切なサービスの提供をする。
- 5 事業の実施に当たっては、必要に応じて関係する市町村、指定居宅介護支援事業所及び

地域の保健・医療サービス、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努める。

- 6 施設は利用者の人権擁護、虐待防止等の為、必要な体制の整備を行なうとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 施設は、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称)

第4条

サービスを行う施設の名称及び住所地は次の通りとする。

- (1) 名称：社会福祉法人 清樹会 特別養護老人ホーム ひまわり苑
- (2) 所在地：福島市田沢字入20番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長：1名（常勤職員・併設事業所管理者と兼務）
施設長は、施設所属職員の指揮監督及び業務の管理を行い、適切な事業の運営について総括する。
- (2) 医師：1名以上（非常勤・嘱託医師）
医師は、入所者全員の健康管理、療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員：1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設サービス計画に基づく個別処遇に係る関係職種間の調整・指導、指定居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
又、施設に対する利用申込みに係る調整等を行う。
- (4) 介護職員：21名以上（併設施設と兼務）
介護員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に個別施設サービス計画に基づき適切な介護を行う。
- (5) 看護職員：3名以上（併設施設と兼務）
看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握しそれに伴う適切な処置を行う。又、必要に応じて利用者の心身の状況を踏まえた援助を行う。
- (6) 管理栄養士又は栄養士：1名以上
管理栄養士及び栄養士は、利用者の嗜好を考慮した食事の献立作成及び、利用者の心身の状況に基づいた特別食の提供など、利用者に対する栄養に関する管理・指導等の業務

を行う。

- (7) 機能訓練指導員：1名以上（併設施設と兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練や機能回復のための指導、管理を行う。

- (8) 介護支援専門員：1名以上

介護支援専門員は、利用者及び家族のニーズ、心身の状況に基づき、関係する他の職種と協議の上、介護サービス計画の作成及び定期的な計画の評価を行う。又、必要に応じて介護サービス計画の変更を行う。

- (9) その他職員：その他必要に応じて事務員・調理員等を置くことができる。

（営業日及び営業時間）

第6条

施設の営業日及び営業時間は、法人の職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：年中無休とする。

- (2) 営業時間：24時間とする。

（利用定員）

第7条

サービスを提供する利用者の定員は50名とする。

- 2 施設入所定員のうち、長期入院等にて空床が生じた場合には、当該入所利用者及び家族に書面にて同意を得た上で、併設する短期入所生活介護事業所による空床活用を行うこととする。

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第8条

指定介護老人福祉施設で提供するサービスの内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な援助を行う。

- (1) 排泄の介助
- (2) 移動の介助
- (3) 口腔衛生の管理
- (4) 通院の介助等その他必要な身体の介護
- (5) 休養

2. 健康状態の確認

3. 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練、及び、利用

者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- (1) ADLに関する訓練
 - (2) レクリエーション
 - (3) グループワーク
 - (4) 行事活動
 - (5) 体操
 - (6) 趣味活動、創作活動
4. 入浴
- ・入浴形態：一般浴槽による入浴
個人浴槽による入浴
特殊浴槽による入浴
 - ・介助の種類：衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗身その他必要な介護
5. 食事
- (準備、後始末の介助)
- (1) 食事摂取の介助
 - (2) その他必要な食事の介助
6. 相談・助言に関すること
- 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言
- (1) ADLに関する訓練等の相談・助言
 - (2) 福祉用具の利用法の相談・助言
 - (3) その他必要な相談・助言

(介護サービス計画の作成等)

第9条

サービス提供を開始する際には、利用者の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画を作成する。

- 2 施設サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容をわかりやすく説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供すると共に継続的なサービスの管理・評価を行う。

(指定介護老人福祉施設の利用料)

第10条

施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。

- 2 前項の費用のほか、次に定める費用の支払いを受けることができるものとする。
- | | | |
|---|---------------------------------------|-----------------|
| ① 食費 | 1,540 円／日（朝食 490 円・昼食 550 円・夕食 500 円） | |
| ② 居住費 | 多床室 915 円／日 | 従来型個室 1,231 円／日 |
| ③ 施設が定める一定の範囲の中から利用者が選定する、特別な食事の提供に係る食材の費用 | | 実費 |
| ④ 理容・美容サービス | | 実費 |
| ⑤ 貴重品、預かり金品管理サービス | | 3,000 円／月 |
| ⑥ 行政手続き代行サービスの手続きに係わる諸経費 | | 実費 |
| ⑦ レクリエーション・クラブ活動時の特別に係る材料費等 | | 実費 |
| ⑧ その他サービスの供与される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに
係る費用であって、入所者が負担することが適当と認められる費用 | 150 円／日 | |
| ⑨ テレビ等の電化製品を持込む場合の電気料 | 50 円／日 | |
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。又、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。
- 4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込により、指定期日まで受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条

通常の事業の実施地域は、特に制限なし

（サービスの提供記録の記載）

第 12 条

サービス提供をした際には、その提供日及びその内容、当該サービスについて、利用者によって変わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

- 2 必要に応じて、利用者より要請があればサービス提供に関しての書類の提示を行う。

（個人情報の保護）

第 13 条

本施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であつた者が退職した場合においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を行うよう、必要な措置を講じる。
- 3 関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ

文書により入所者の同意を得ることとする。

- 4 個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入所者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 個人情報の保護に係る規程を公表する。

(苦情処理)

第14条

提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備等その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第15条

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条

サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ会議システムを用いて実施することができる)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

(緊急時、事故発生時における対応方法)

第 17 条

サービス提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

- 2 施設は1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて対応方法の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

- 1 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を定め、整備する。
- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ会議システムを用いて実施することができる）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
 - (1) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。
 - (2) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(非常災害対策)

第 19 条

サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の安全確保を第一とし避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、防火責任者を配置し、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を行う。

- 2 前項による被害を最小限に止めるため、従業者の資質の向上、災害発生時における対処方法等について、定期的に避難訓練・研修等を行う。
 - ① 避難訓練 年 12 回
 - ③ 研修 年 2 回

(業務継続計画の策定等)

第20条

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束等）

第21条

施設は原則として利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」）を行わない。

- 2 施設は身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 施設は身体拘束の適正化を図るため次に掲げる措置を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施することができる）を3月に1回以上開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

（虐待防止に向けた体制等）

第22条

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。
また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策につい

て、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 2 3 条

施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。

(利用にあたっての留意事項)

第 2 4 条

利用者は、指定介護老人福祉施設のサービスの提供を受ける際に、利用開始前の心身の状況、健康状態、医師の診断や日常生活上の留意事項について職員に対して虚偽無く連絡し、心身の状態に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(その他運営についての留意事項)

第 2 5 条

当施設は、従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、事業の目的と運営方針及び社会福祉施設の公共性に則りその職務の遂行に努めると共に、特に利用者に対しては平等を旨とし、常に深い理解と愛情をもって接し、職員相互の融和と協力のもとにサービスの充実向上に努めなければならない。

4 この規程に定めのない事項は、社会福祉法人清樹会理事長及び施設管理者が協議して別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 1 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。